

政策提言

【提言】

特別支援教育の充実について

平成29年3月6日

鹿児島県議会

はじめに

政策提言の検討や政策条例の対象事項の調査等を行うために設置している政策立案推進検討委員会から、「特別支援教育の充実」について提言すべきとの報告を受けました。

県議会として検討した結果、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要であることから、その充実に取り組むことは、県政においても重要な課題であると考えます。

については、特別支援教育の充実に向けて、知事におかれては、この提言の趣旨をお汲み取りいただき、積極的に取り組まれるよう県議会として強く要望します。

平成29年3月6日

鹿児島県議会

議長 池畑 憲一

特別支援教育の充実について

1 提言の背景

(1) 特別支援教育の意義

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、かつての特殊教育の対象の障がいだけではなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

(2) 特別支援教育の動向

ア 国の動向

障害者の権利に関する条約が、平成18年に国連において採択され、平成20年5月に発効した。同条約においては、人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みとしての「インクルーシブ教育システム」の理念が提唱された。我が国は、平成19年の同条約の署名から平成26年の批准に至る過程において、平成23年の障害者基本法の改正、平成25年の就学先決定に関する学校教育法施行令の改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定など、教育分野をはじめ、同条約の趣旨を踏まえた様々な制度改正等が行われてきた。

イ 本県の動向

県教育委員会では、平成26年2月に、本県の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、平成30年度を期限とした「鹿児島県教育振興基本計画」を策定した。その中で「特

別支援教育の推進」として、障がいのある幼児児童生徒に対する円滑な就学手続の実現，一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の充実，就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備，特別支援学校におけるセンター的機能の発揮など，これからの施策の方向性が示されている。

また，平成26年10月に「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が施行され，障がいを理由とする差別をなくし，障がいのある人もない人も，一人一人の人格と個性が尊重され，社会を構成する対等な一員として，安心して暮らすことのできる鹿児島づくりが進められている。

(3) 本県における特別支援教育の現状と課題

ア 離島における特別支援教育

本県離島においては，奄美大島及び種子島に特別支援学校が設置されているが，特別支援学校が設置されていない離島の保護者等からは，障がいのある生徒が，義務教育終了後も引き続き地元で学ぶことができるよう，特別支援学校高等部の分校又は分教室の設置を要望する声が上がっている。

県教育委員会では，地元で後期中等教育を受けたいというニーズに応えるための選択肢として，本県独自の「高校校舎を活用した特別支援学校高等部訪問教育」を与論島，徳之島及び沖永良部島で実施し，授業時数を柔軟に対応するなど，離島における特別支援教育の充実に努めているところである。

しかし，その一方で，「高校校舎を活用した特別支援学校高等部訪問教育」の開設に当たっては，集団での学び合いを確保し，将来の自立に向けた社会性を育むことが極めて重要であるとして，複数名（2名以上）の対象生徒の入学希望があることを要件の一つとしていることから，入学希望が1名しかいない離島において後期中等教育を希望する生徒は，島外の特別支援学校に通わざるを得ない状況も想定される。

イ 高等学校における特別支援教育

本県では，各公立高等学校において発達障がいなど特別な配慮が必要と判断された生徒が，本年度808人在籍しているが，特別支援教育の経験のある教員が少ないことから，学校全体で，特別な配慮を要する生徒が在籍し，すべての教科において個々の実態やニーズに応じた指導・支援が必要であるという共通認識・理解の醸成が

重要である。

また、各市町村教育委員会では公立幼稚園、小・中学校に、障がいのある幼児児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員の配置を行っているが、本県の公立高等学校については、現在、3校のみに配置されている状況である。

特別支援教育支援員の配置に係る経費については、地方財政措置が講じられていることから、このような制度を有効活用するとともに、支援が必要な生徒のニーズ把握に努めるなど、高等学校における特別支援教育支援員の配置促進が必要である。

小・中学校においては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった多様な「学びの場」が整備されているが、中学校卒業後の進学先は、主として高等学校の通常の学級又は特別支援学校高等部に限られている。

特別な支援が必要な生徒が在籍する高等学校において、学校教育法に基づき適切に特別支援教育を実施できるようにするためには、小・中学校における通級による指導に相当する、高等学校における特別な「学びの場」の早急な整備が求められている。

このような状況を踏まえ、国においては、平成28年12月に学校教育法施行規則の一部を改正して、高等学校での通級による指導を制度化したところであり、平成30年度からの制度運用に向けて、円滑に準備が進められるよう、具体化に向けた研究が必要である。

また、障がいのある生徒が、生涯にわたって自立し、社会参加していくためには、企業などへの就労を支援し、職業的な自立を果たすことが重要である。特に、高等学校における障がいのある生徒の就職促進のためには、通常の進路指導に加え、就労支援機関とのつながりや就職先への情報の引継ぎ等、特別な取組が求められることから、今後、学校、企業、労働等の関係機関が連携して支援体制を構築し、雇用機会の確保を強化することが必要である。

ウ 特別支援教育の体制整備・環境整備

障がいを理由とする差別の禁止を明記した障害者差別解消法が平成28年4月から施行され、国公立学校は、障がいのある児童生徒が他の児童生徒と同様に十分な教育を受けられるようにするため、物理的環境への配慮、意思疎通の配慮、ルール・慣行の柔軟な変更等の「合理的配慮」の提供が義務付けられることとなった。このこ

とを受けて、今後、特に地域の小・中学校においては、本人・保護者との合意形成の下、障がいのある児童生徒の生活・学習環境の一層の整備に努める必要があることから、設置者である市町村教育委員会での検討、判断に際し、県教育委員会が適切に情報提供、助言することが求められる。

また、特別な支援が必要な子どもの自立と社会参加のためには、就学前から学校卒業までの一貫した支援が必要である。就学や進学の際には、環境の変化に伴う混乱を最小限にするためにも、個別の指導計画・教育支援計画や、必要な支援・配慮等の情報をコンパクトにまとめた移行支援シートによる引継ぎが大変重要である。

しかし、対象児童生徒が在籍している小・中学校においては、すべての学校で個別の指導計画・教育支援計画が作成されているのに対し、幼稚園や高等学校ではまだ十分ではない現状があることから、今後、一貫した支援体制を構築するためにも、幼稚園や高等学校における個別の指導計画・教育支援計画の作成、移行支援シートの活用を促進していく必要がある。

一方で、児童生徒の社会的自立に向けて教育機能をさらに強化するためには、特別支援学校高等部について、全県的視野に立って将来的な就学ニーズを把握するなど、環境整備の必要性を継続的に検討することが重要である。

また、特別支援学校は、地域の小・中学校等において教員に対する教育相談や研修会等を行っているが、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援・指導の更なる充実を図るため、特別支援教育のセンター的機能を一層発揮することが求められている。

以上の観点から、次のとおり提言する。

2 提言

(1) 離島における特別支援教育の充実

- ア これまで特別支援学校のない離島において実施してきた「高校校舎を活用した特別支援学校高等部訪問教育」の開設に当たっては、複数名の入学希望があることを要件としてきたものを、1人の場合でも開設できるようにすること。また、今後、特別支援教育を必要とする生徒の就学が一定規模継続して見込まれる場合は、地元自治体や関係機関の理解・協力、既存の高校校舎の活用等を総合的に検討し、特別支援学校高等部の分校又は分教室の設置を図ること。
- イ 「高校校舎を活用した特別支援学校高等部訪問教育」については、これまで実施されてきた授業時数の確保等の工夫改善を今後も継続するとともに、在宅の「訪問教育」との違いを明確にするため、「支援教室」などと名称を付け、目的・効果等について分かりやすく提示すること。
- ウ 保護者等に対する特別支援学校高等部に関する説明会や進路希望調査、地元自治体との意見交換会を毎年実施して、地元の理解の促進や入学希望者の把握に努めること。

(2) 高等学校における特別支援教育の推進

- ア 高等学校には、発達障がいを含む特別な配慮を必要とする生徒が在籍しており、適切な対応が求められていることから、特別支援教育に関する教職員研修の充実、特別支援教育支援員の配置に努めること。
- イ 高等学校における特別支援学級の導入については、今後の国の動向を注視するとともに、通級による指導については、研究指定校を設置するなどして、平成30年度からの新制度運用に向けた準備を進めること。
- ウ 障がいのある生徒が可能な限り職業的自立を図るため、職業教育の充実、地元行政や企業等の関係機関と連携した雇用確保の強化を図ること。

(3) 特別支援教育の体制整備・環境整備

- ア 特別支援教育に関する教職員研修の一層の充実に努め、適切な支援が展開される環境を構築すること。また、共生社会の実現を目指して、広く県民に対しても特別支援教育についての理解や啓発に努めること。
- イ 障害者差別解消法の施行を踏まえ、地域の学校に在籍する障がいのある児童生徒が、安心して生活し、学べるよう、市町村教育委員会がバリアフリーの環境整備やICT機器の整備を進めることについて、先行事例や教育効果等の情報提供及び必要な助言を行うなどして、支援に努めること。
- ウ 障がいのある幼児児童生徒が、就学前から学校卒業後まで一貫した支援が受けられるよう、個別の指導計画・教育支援計画の作成、移行支援シートの活用を一層推進し、学校種間の連携を強化すること。
- エ 障がいのある幼児児童生徒が身近な地域社会で専門的な教育が受けられるよう、特別支援学校における特別支援教育のセンター的機能の充実を図ること。
- オ 特別支援学校高等部については、将来的な対象児童生徒の在籍見込みや就学ニーズの動向を把握するなどして、全県的視野に立ち、環境整備の必要性を継続的に検討すること。

特別支援教育は、子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指します！

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校では…

学校全体で支援します！

- 通常の学級も含め、学校全体で特別支援教育が実施されています。
- 通常の学級に在籍している障害のある子どもにも、障害に配慮し、指導内容・方法を工夫した学習活動を行います。
 - 小学校・中学校には、「特別支援学級」や「通級による指導」の制度があります。
 - 特別支援教育に関する支援員の活用も広がっています*。

<これらを学校で進めるために…>

- ・ 特別支援教育コーディネーターと呼ばれる教員が、福祉機関などの関係機関との連絡・調整を行ったり、保護者からの相談を受けたりします。
- ・ 校内委員会などを設置して、支援の方法を検討するなど、学校全体で障害のある子どもを支援します。

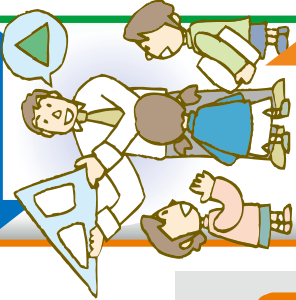
特別支援学校では…

専門性を生かした特別支援教育を行います！

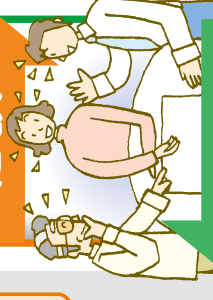
- 特別支援学校とは、障害の程度が比較的重い子どもを対象として、専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚園部・小学部・中学部・高等部で行います。

対象：視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

交流及び共同学習



相談



助言・援助 (センター的機能)

通常の学級
少人数指導や習熟度別指導などによる授業も行います。支援員がつく場合もあります。

通級による指導
通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状況に合った特別な指導を週1～8単位時間特別な指導の場で行います。(小学校・中学校)

対象：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害(LD)、法意欠陥多動性障害(ADHD)、肢体不自由、病弱・身体虚弱

● LD、ADHDについては平成18年度から新たに対象となりました。

特別支援学級
障害の種類ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人一人に応じた教育を行います。(小学校・中学校)

対象：知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、情緒障害

※1 学校において障害のある子どもへの個別や学習支援を行います。
校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象となる学級の担任などで構成され、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある子どもの実態把握や支援方針の検討などを行います。

※2

一人一人に応じた指導
小学校、中学校などに準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための特別な指導領域「自立活動」を実施しています。また、障害の状態などに応じて、弾力的な教育課程が編成できるようにしています。

**専門性の高いスタッフ
充実した施設**
子ども一人一人の障害に配慮した施設環境の中で、専門性の高い教員が少人数で指導しています。

**就職・進学
などのサポート**
卒業後の職業的な自立を促進するため、障害の形態などに応じた多様な職業教育や進路指導を行い、就職・進学などを最大限にサポートしています。

教育相談・巡回指導など
障害のある子どもへの教育についての専門性を生かして、地域の特別支援教育のセンターとして、近隣の小学校・中学校などから求めに応じて助言・援助を行います。

さまざまな支援体制
特別支援学校には、通学費や教材費など、就学に必要な経費の補助制度があります。また、通常の交通手段では通学が困難な子どもたちのため、スクールバスを運行する学校もあります。さらに、障害の状態などにより通学することが困難な子どもには、「訪問教育」も行われます。
※小学校、中学校の特別支援学級などにも同様の制度があります。

連携

連携

各学校はさまざまな関係機関とネットワークを作って、子どもの成長に応じて一貫した支援をします！

教育

- 特別支援学校、幼稚園
- 小学校、中学校、高等学校
- 中等教育学校、大学
- 教育委員会
- 教育センター

医療

- 地域の病院
- 障害者専門医療機関

保健

- 地方公共団体の保健担当部局
- 保健所、保健センター

福祉

- 地方公共団体の福祉担当部局
- 保育所、児童相談所
- 社会福祉協議会
- 障害者福祉センター
- 発達障害者支援センター

労働

- ハローワーク
- 地域障害者職業センター
- 障害者就業・生活支援センター
- 企業

その他

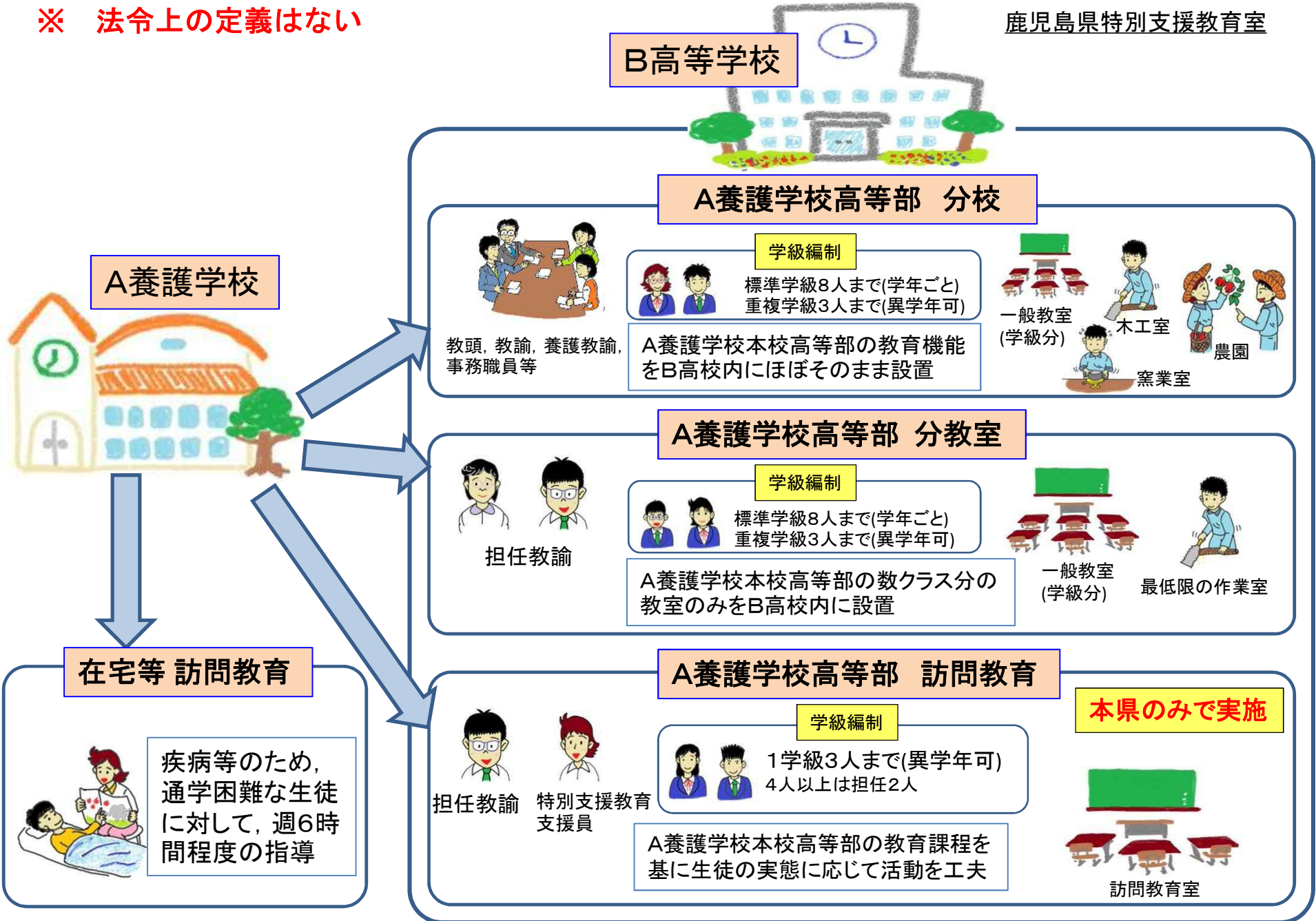
- NPO、親の会
- 地域の活動グループ

など

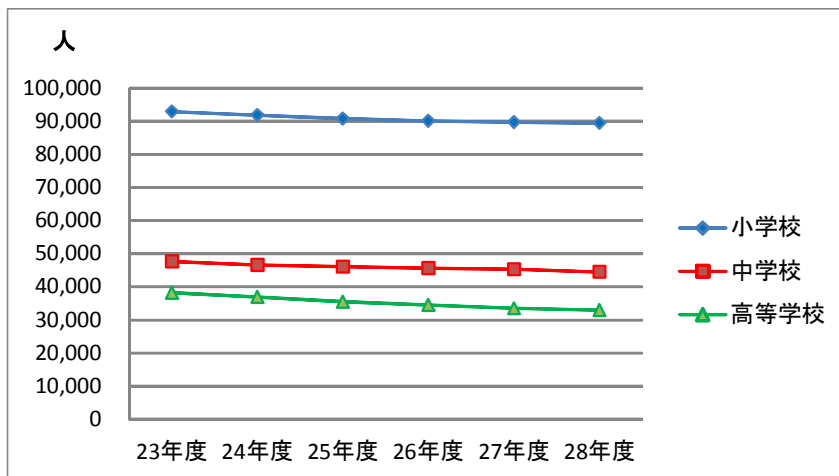
高等学校内に設置する養護学校高等部の分校, 分教室, 訪問教育について

※ 法令上の定義はない

鹿児島県特別支援教育室



1 本県の児童生徒数の推移（公立のみ，専攻科は除く）

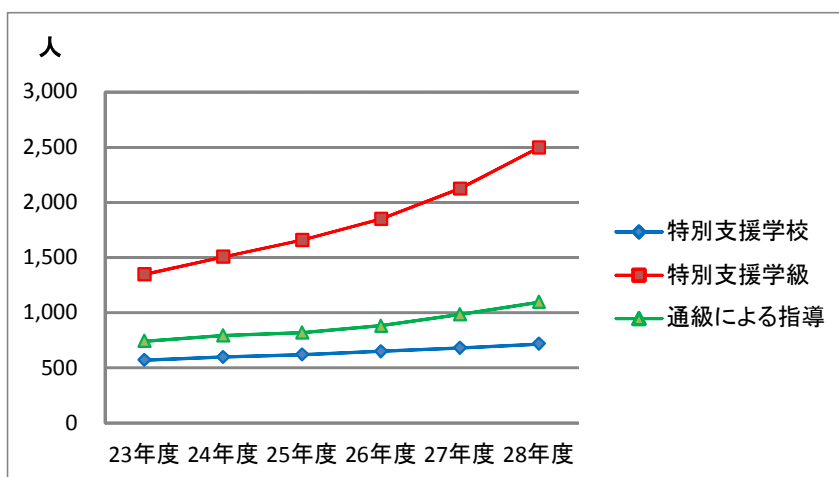


(単位：人)

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
小 学 校	92,885	91,795	90,765	90,067	89,669	89,433
中 学 校	47,651	46,581	46,075	45,622	45,297	44,499
高 等 学 校	38,185	36,938	35,497	34,494	33,489	32,945

2 本県の特別支援教育対象者数の推移

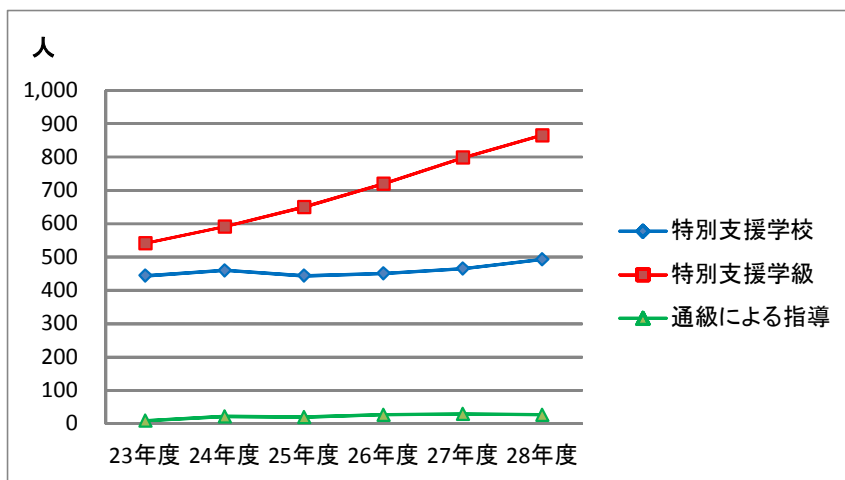
(1) 小学校（小学部）



(単位：人)

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
特別支援学校	572	599	621	651	681	718
特別支援学級	1,348	1,506	1,658	1,850	2,125	2,496
通級による指導	744	794	820	883	985	1,098

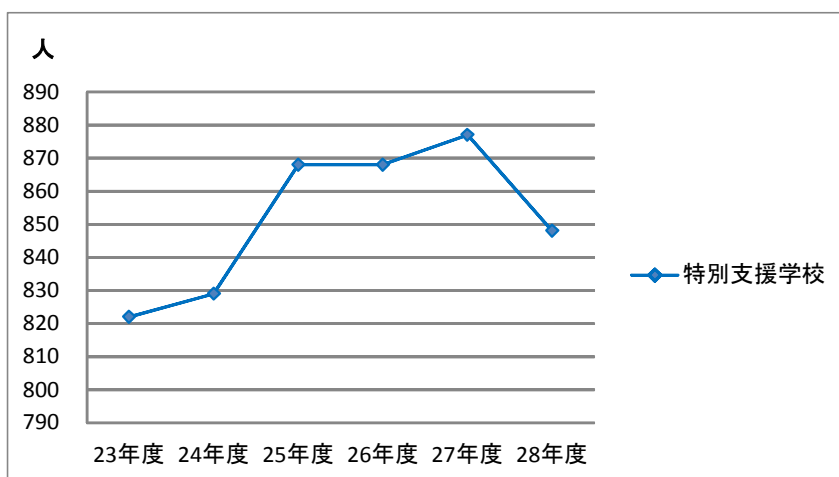
(2) 中学校（中学部）



(単位：人)

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
特別支援学校	444	460	444	451	465	493
特別支援学級	541	591	650	720	798	865
通級による指導	9	22	20	27	29	27

(3) 高等学校（高等部）



(単位：人)

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
特別支援学校	822	829	868	868	877	848
特別支援学級	—	—	—	—	—	—
通級による指導	—	—	—	—	—	—

3 本県における特別支援学校の設置状況

(1) 県立

平成28年4月1日現在

対象障害種	学 校 名	所 在 地	寄宿舎	設 置 学 部
視 覚 障 害	鹿 児 島 盲	鹿 児 島 市	あり	小学部, 中学部, 高等部 (本科: 普通科, 保健 理療科) (専攻科: 理療科, 保健理療科)
聴 覚 障 害	鹿 児 島 聾	鹿 児 島 市	あり	幼稚部, 小学部, 中学部, 高等部 (本科: 被服 科, 産業工芸科, 理容科) (専攻科: 理容科)
知的障害	鹿 児 島 高 等 特 別 支 援	鹿 児 島 市	あり	高等部 (普通科)
肢体不自由	皆 与 志 養 護	鹿 児 島 市	なし	小学部, 中学部
知的障害 肢体不自由	武 岡 台 養 護	鹿 児 島 市	なし	小学部, 中学部, 高等部 (普通科)
	鹿 児 島 養 護	鹿 児 島 市	あり	小学部, 中学部, 高等部 (普通科)
	桜 丘 養 護	鹿 児 島 市	なし	小学部, 中学部
	南 薩 養 護	南 さ つ ま 市	なし	小学部, 中学部, 高等部 (普通科)
	串 木 野 養 護	い ち 串 木 野 市	あり	小学部, 中学部, 高等部 (普通科)
	出 水 養 護	出 水 市	なし	小学部, 中学部, 高等部 (普通科)
	牧 之 原 養 護	霧 島 市	なし	小学部, 中学部, 高等部 (普通科)
	鹿 屋 養 護	鹿 屋 市	なし	小学部, 中学部, 高等部 (普通科)
	中 種 子 養 護	熊 毛 郡 中 種 子 町	なし	小学部, 中学部, 高等部 (普通科)
	大 島 養 護	大 島 郡 龍 郷 町	なし	小学部, 中学部, 高等部 (普通科)
知・肢・病	指 宿 養 護	指 宿 市	なし	小学部, 中学部, 高等部 (普通科)
病弱・肢体	加 治 木 養 護	始 良 市	なし	小学部, 中学部, 高等部 (普通科)

(2) 国立

対象障害種	学 校 名	所在地	寄宿舎	設 置 学 部
知的障害	鹿 児 島 大 学 教 育 学 部 附 属 特 別 支 援	鹿 児 島 市	なし	小学部, 中学部, 高等部 (普通科)

4 特別支援学校幼児児童生徒数・学級数

(1) 県立

平成28年5月1日現在

(単位：学級、人)

対象障害種	設置学部等 学校名	幼稚部		小学部		中学部		高等部		訪問教育		専攻科		計		
		学級	幼児	学級	児童	学級	生徒	学級	生徒	学級	児童生徒	学級	生徒	学級	通学 幼児 児童 生徒	総計
視覚障害	鹿 児 島 盲	-	-	3	4	2	3	5	10	0	0	6	10	16	27	27
聴覚障害	鹿 児 島 聾	4	15	8	22	5	9	8	17	0	0	1	1	26	64	64
知的障害	鹿 児 島 高 等 特 別 支 援	-	-	-	-	-	-	12	95	-	-	-	-	12	95	95
肢体不自由	皆 与 志 養 護	-	-	3	9	5	10	-	-	2	6	-	-	10	19	25
知的障害 肢体不自由	武 岡 台 養 護	-	-	22	104	14	62	22	124	2	2	-	-	60	290	292
	鹿 児 島 養 護	-	-	25	98	18	65	23	99	3	8	-	-	69	262	270
	桜 丘 養 護	-	-	17	55	7	22	-	-	5	14	-	-	29	77	91
	南 薩 養 護	-	-	8	24	5	20	10	39	1	2	-	-	24	83	85
	串 木 野 養 護	-	-	18	58	14	57	15	92	1	3	-	-	48	207	210
	出 水 養 護	-	-	20	82	12	47	14	77	2	4	-	-	48	206	210
	牧 之 原 養 護	-	-	19	84	15	67	17	98	4	9	-	-	55	249	258
	鹿 屋 養 護	-	-	19	61	16	65	13	77	1	2	-	-	49	203	205
	中 種 子 養 護	-	-	5	8	3	10	7	23	1	1	-	-	16	41	42
大 島 養 護	-	-	8	22	6	23	8	47	5	5	-	-	27	92	97	
知・肢・病	指 宿 養 護	-	-	8	26	4	12	4	21	0	0	-	-	16	59	59
病弱・肢体	加 治 木 養 護	-	-	10	26	5	11	5	12	3	6	-	-	23	49	55
合 計		4	15	193	683	131	483	163	831	30	62	7	11	528	2,023	2,085

(2) 国立

知的障害	鹿子島大学教育学部 附属特別支援	-	-	3	16	3	19	3	25	-	-	-	-	9	60	60
------	---------------------	---	---	---	----	---	----	---	----	---	---	---	---	---	----	----

5 高校校舎を活用した特別支援学校高等部訪問教育開設のための検討要件

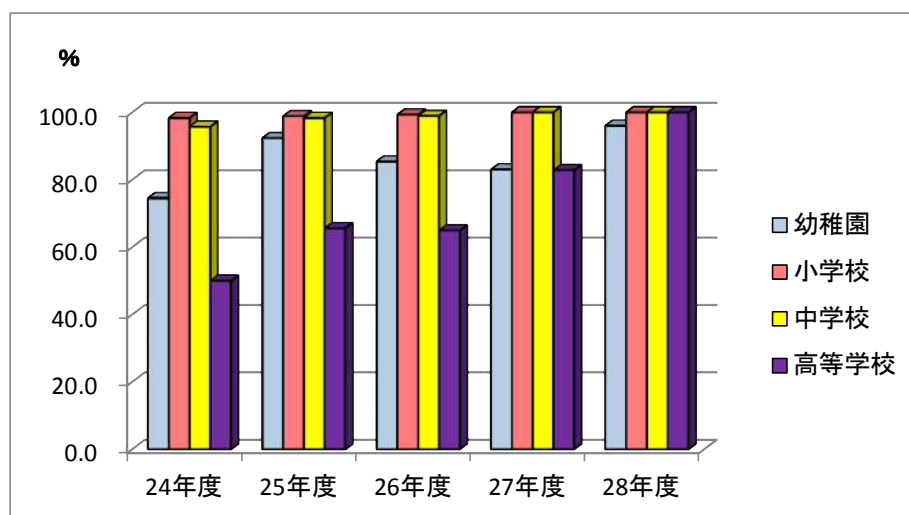
- (1) 複数名（2人以上）の対象生徒の入学希望があること（再開は1人でも可）
- (2) 受入島において特別支援教育支援員配置の協力が得られること
- (3) 島内に就労支援の場（社会福祉施設，事業所等）が確保されること
- (4) 高校の空き教室活用等により，高校生との交流が図られること

6 高校校舎を活用した大島養護学校高等部訪問教育の生徒数の推移

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
与 論 高 校	2名	2名	2名	閉級			
徳之島高校				3名	2名	3名	1名
沖永良部高校				2名	2名	2名	閉級

※ 与論高校及び沖永良部高校については，対象生徒がいないことから，現在，閉級となっているが，今後，希望生徒がおり実施要件が整えば，再開設することになる。

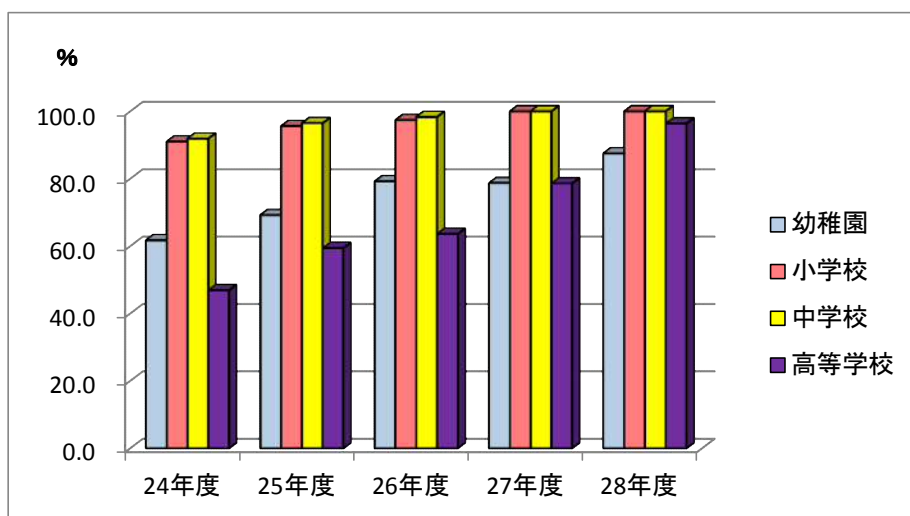
7 本県における「個別の指導計画」作成率
（作成が必要な幼児児童生徒が在籍する学校の作成率）



（単位：％）

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
幼 稚 園	74.5	92.3	85.4	83.0	96.0
小 学 校	98.3	98.8	99.3	100.0	100.0
中 学 校	95.7	98.3	98.9	100.0	100.0
高 等 学 校	50.0	65.6	64.9	82.8	100.0

8 本県における「個別の教育支援計画」作成率
 (作成が必要な幼児児童生徒が在籍する学校の作成率)

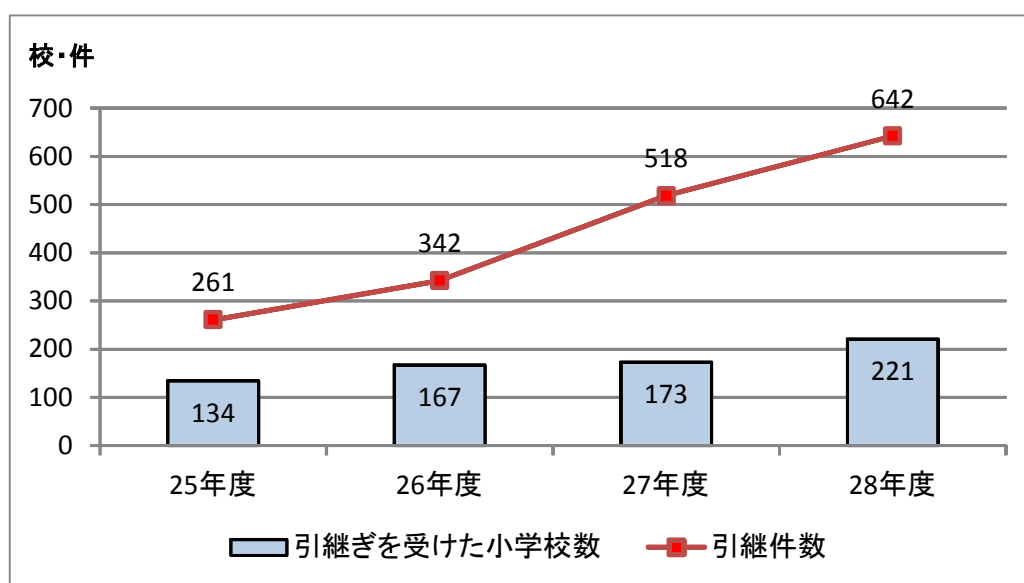


(単位：%)

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
幼 稚 園	61.7	69.2	79.2	78.7	87.5
小 学 校	91.0	95.6	97.4	100.0	100.0
中 学 校	91.9	96.5	98.3	100.0	100.0
高 等 学 校	46.9	59.4	63.6	78.6	96.4

9 本県における移行支援シート活用状況

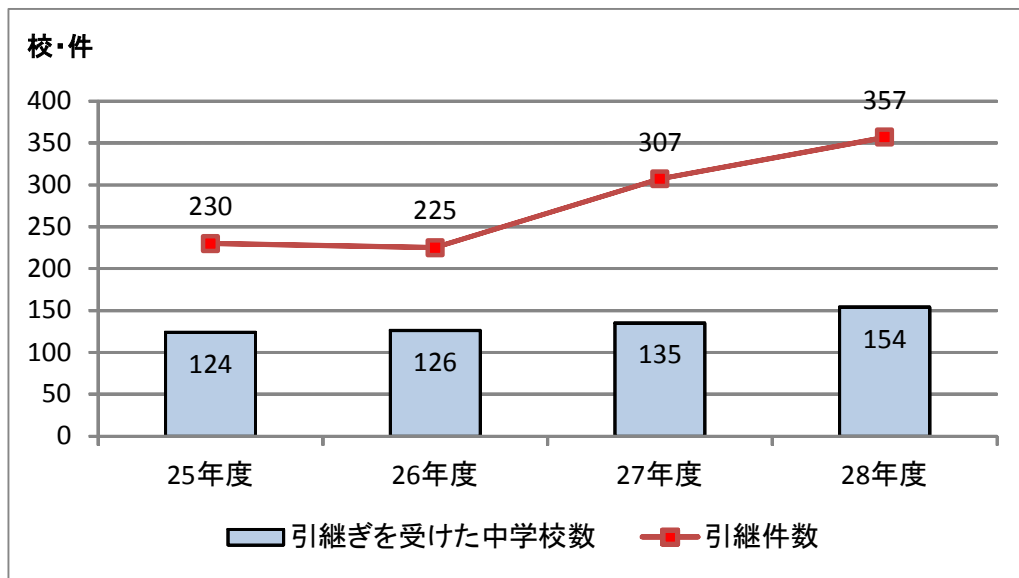
(1) 移行支援シートの引継ぎ (保育園・幼稚園等から小学校への引継ぎ)



(参考) 平成28年度新入生(小学校)のうち支援が必要な児童数

通常の学級	893人
特別支援学級	419人
計	1,312人

(2) 移行支援シートの引継ぎ(小学校から中学校への引継ぎ)



(参考) 平成28年度新入生(中学校)のうち支援が必要な生徒数

通常の学級	580人
特別支援学級	282人
計	862人